

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「未来の安心のために」という経営の基本理念のもと、お客様へは堅実な資産形成と喜びを、株主様へは永続的な成長と喜びを、従業員へは働きがいと幸福と喜びを、社会へは地元愛知への貢献と喜びを提供・実現すべく企業活動を行っております。また、経営の基本方針として、透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンスの確立を掲げ取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エース証券株式会社	17,416,666	43.07
中村 吉孝	6,034,000	14.92
野村土地建物株式会社	2,177,000	5.38
中村 芙美子	877,000	2.16
山田 紘一郎	680,000	1.68
株式会社ファンドクリエーション	412,000	1.01
赤座 登	316,800	0.78
丸八証券従業員持株会	303,010	0.74
塚嶋 晃	232,600	0.57
朝日火災海上保険株式会社	196,000	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

エース証券株式会社 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等においては、他の一般的取引と同様に、取締役会・経営会議等で合理的に決定しており、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

平成25年11月22日付で公表いたしました「エース証券株式会社と丸八証券株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関するお知らせ」によりお知らせいたしましたとおり、当社とエース証券株式会社は平成25年11月22日付で株式移転に関する基本合意書を締結致しました。

その後、両社は経営統合を実行すべく共同持株会社の内容その他の諸条件につきまして協議を重ねてまいりましたが、平成28年9月に東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社がエース証券の筆頭株主になり、両社を取巻く環境が大きく変化したことにより、これまで両社により検討を進めてきたスキームによる経営統合を進めることが両社および両社のステークホルダーにとって必ずしも最善ではないと判断し、平成29年5月31日付で株式移転に関する基本合意書を解除することいたしました。

株式移転に関する基本合意書を解除いたしましても、両社が包括的業務提携のもと強固な資本関係を構築し、一体となって昨今の業界再編の流れや環境の変化に対して機動的かつ安定的に対応してきたことは今後も変わらず、両社のシナジー効果をさらに発揮できるように努めてまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丸山 弘昭	公認会計士											
鈴木 大輔	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 弘昭	○	○	——	公認会計士・税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、税理士法人等の経営者として豊富な経験を有するとともに、多くの事業会社等の監査役、取締役を経験しており、適切な助言をいただけるものと考えております。また、当社および当社取締役となんら特別な利害関係を有しておらず独立性が高いものと認識しております。
鈴木 大輔	○	○	——	証券会社において幅広い業務経験を有するとともに、証券金融業界での経営者としての豊富な経験を有しており、業務執行の適正性の他、経営の妥当性について、適切な助言をいただけるものと考えております。また、当社および当社取締役となんら特別な利害関係を有しておらず独立性が高いものと認識しております。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の実効性を確保するため常勤監査等委員を任命しております。また、監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員会で決められた監査計画および方針に基づき、会計監査人と連携して監査計画等の協議および監査結果の報告を受け、必要に応じて適時情報交換を行っております。社長直轄部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき、各部の業務の適正性・効率性に関する内部監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会に報告しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は基本報酬と会社の業績に連動する賞与で構成されており、その役割と責務に相応しい水準となるよう、株主総会で承認された総額の範囲内で取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示。

あり

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、平成28年6月28日開催の第75期定時株主総会において承認された年額2億4,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)の報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の責務と責任に応じて取締役会により決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、平成28年6月28日開催の第74期定時株主総会において承認された年額3,600万円以内の報酬限度額の範囲内で、監査等委員会により決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際し、資料を事前配布し、必要ある場合または求められた場合は事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、日常の業務執行や監査・監督等の機能強化を図り透明性の高い企業を目指すため、次のような委員会等を設置しております。

(1) 取締役会の諮問機関として、3つの委員会を設置しております。

・「コンプライアンス委員会」

本委員会は、法令遵守態勢の整備・実行を目的として、平成17年9月に設置いたしました。内部管理統括責任者を委員長に、常任委員と、顧問弁護士等で構成しております。

本委員会は原則として毎月1回開催し、審議の結果を取締役に報告しております。

・「リスク管理委員会」

本委員会は、リスク管理態勢の整備・実行を目的として、平成20年8月に設置いたしました。マネジメント本部担当役員を委員長に、常任委員と、議案によっては社外委員として顧問弁護士等で構成しております。

本委員会は原則として毎月1回開催し、審議の結果を取締役会へ報告しております。

・「審査委員会」

本委員会は、当社職員の不祥事や各種法令・諸規則に抵触した行為等に対する審査機能を強化する目的で、平成16年11月に設置いたしました。内部管理統括責任者を委員長に、常任委員と、審議内容により、当該業務内容等に詳しい役職員および顧問弁護士等を委員長の承認を得たうえでオブザーバーとして出席させております。本委員会は審議の結果を取締役に報告しております。

(2) 代表取締役直轄機関として「経営会議」を設置しております。

本会議は、企業価値の向上を図るとともに、社内の透明性を確保する目的で平成17年11月に設置しました「企業価値検討プロジェクト」を平成19年11月に呼称変更し、経営に関する事項の議論の場としております。マネジメント本部を事務局として、社長、取締役で構成しておりますが、必要に応じて関係者も出席しております。本会議は、原則として毎月1回開催し、重要な事項の協議と決定を行っております。

(3) 監査・監督の機能

内部監査については、社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施して監査結果を社長および監査等委員会に報告しております。

本支店の社内検査については、営業検査室が外部の機関と合同で行っており、その結果については、管掌取締役および監査等委員会への報告ならびに対応の協議を実施することとしております。

監査等委員会については、委員全員が取締役会に出席して意見を述べたり議決権行使を通じて取締役の職務執行の監督・監査を行うほか、主に常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。

また、会計監査人との間では監査計画についての協議を行ったうえで、監査実施結果についての報告を受けるほか、適時情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は平成28年6月に取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ制度移行を行いました。

取締役会は、取締役10名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成されており、経営判断や法令等で定める重要事項を決定するとともに、取締役の適正な職務執行が図れるように監視・監督を行っております。

監査等委員は、取締役会および監査等委員会に出席し、取締役の職務執行に関して適法性・妥当性等の観点から監査を実施いたします。中立で幅広い視点からの経営監視機能を確保するために、監査等委員である社外取締役2名を選任しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知発送前に当社ウェブサイト及びTDnetにて閲覧ができるよう開示を行ってまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えており、適切に、開催日を設定しております。
その他	当社は、株主総会が株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるよう利便性の高い総会会場の選定に努めております。また、株主を対象にインターネットを利用したアンケートを実施し、株主の視点に立った総会運営、情報提供に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、平成16年11月にジャスダック証券取引所（現東京証券取引所（JASDAQスタンダード））に上場して以来、代表取締役およびマネジメント本部を中心にIR活動を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と考えられる情報（非財務情報も含む）については、当社のウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	マネジメント本部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理綱領（基本理念・基本方針・倫理コード・勧誘方針）および従業員服務規程を制定して役員に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応として、LED照明等の省エネ設備の採用、エコカーの導入、帳票等のペーパーレス化等を実施するなど、環境問題等への配慮を心掛けております。 また、平成23年6月より毎月8日（休日の場合は前営業日）に「まるはち お掃除デー」と銘打って社内ボランティアを募り、名古屋中区新栄町にある本社前の歩道橋周辺の清掃活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

◆「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制および監査等委員会の職務執行のために必要な事項を取締役会で決定し、決定どおりに整備しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1 取締役および使用人が遵守すべき具体的行動基準として倫理綱領を制定し、基本理念、基本方針、倫理コード、勧誘方針について定める。
- 2 社外取締役を選任し、経営に対する監視機能を充実させる。
- 3 コンプライアンスプログラムを制定し、コンプライアンス遵守を徹底する。
- 4 社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する。
- 5 「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を整備し、違反行為の未然防止、早期発見に努める。
- 6 反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するため、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を整備し、外部専門機関と連携しながら関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、営業機密情報、個人情報等について、「文書管理規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」等を整備して管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に潜在するリスクを識別し、その低減および危険発生の未然防止のためのリスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう規程を整備し、委員会等を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 執行役員制度により事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。
- 2 取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」の3つの委員会を設け、法令遵守の状況やリスク管理の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら監視、監督を行う。
- 3 業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、権限および責任の明確化を図る。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定し、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価をする体制を構築する。
- 2 当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署を特定し、必要に応じて内部監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- 1 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する。
- 2 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大な法令・定款違反を発見したときは、法令・社内規程に従い、速やかに監査等委員会に報告する。
- 2 監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べ、会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有する。また、これらの会議を通じ、業務執行に係る監査等委員会への報告機能を確保する。
- 3 監査等委員は、取締役および重要な使用人、会計監査人、内部監査室等にヒアリングし、業務執行状況について説明を受け、意見交換を行い緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保する。
- 4 監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1 監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について決定する。
- 2 監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会および使用人は、監査等委員会から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供する。
- 2 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定し、企業および市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら関係遮断に向けた体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、会社情報の適時開示にあたって、開示対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集し、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な内容が記載された開示資料の作成を行い、適時、適切に開示を行っております。

1. 会社情報の適時開示に係る組織等

会社情報の適時開示については、情報取扱責任者を中心に、マネジメント本部を事務局として会社情報を集約し開示する体制をとっております。

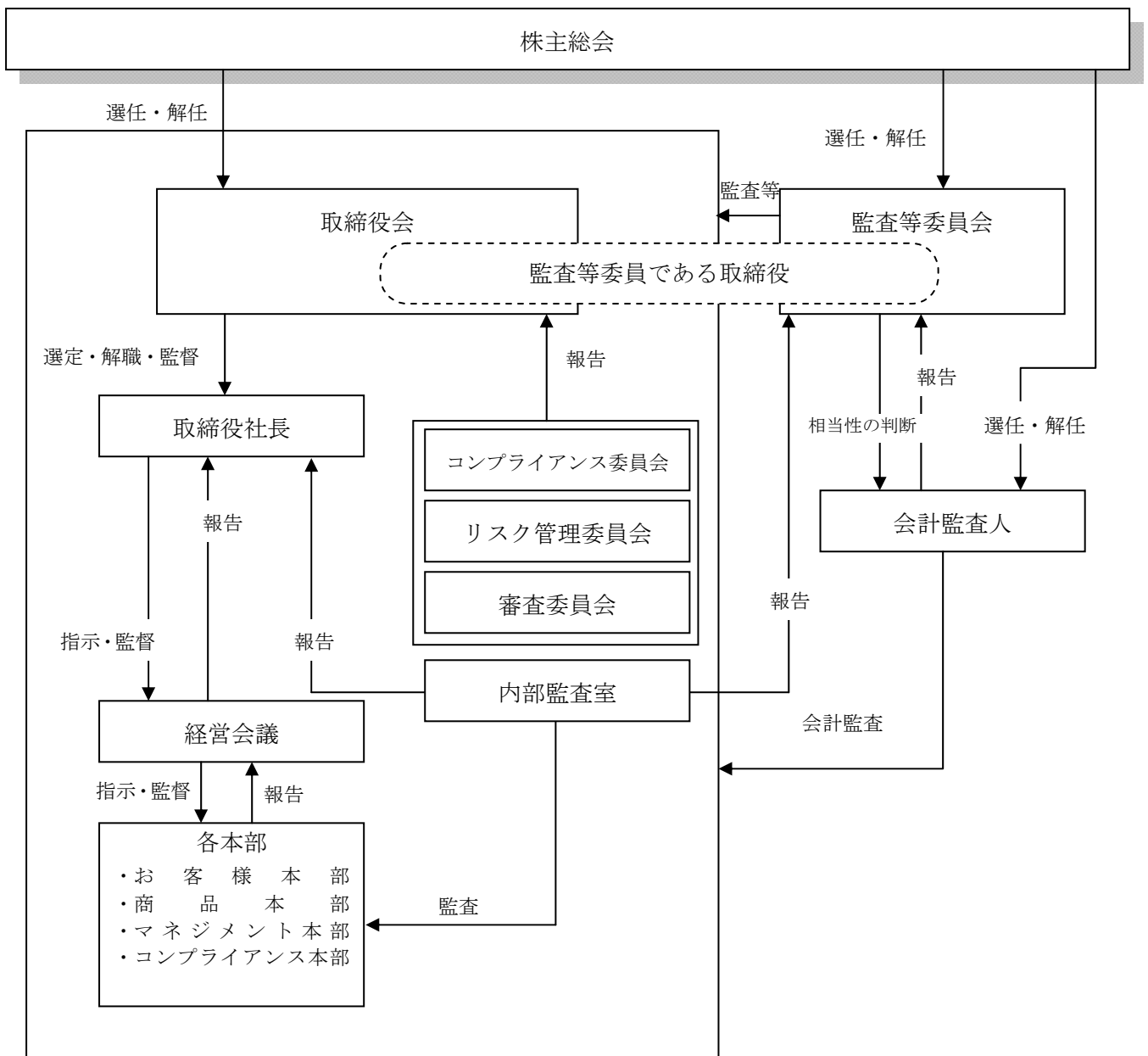
2. 重要情報の内容および管理等

会社情報および決算情報等機関決定が必要な情報については取締役会での承認や経営会議での決定を経た後、速やかに開示しております。その他、事務局に集約される重要情報については、情報取扱責任者が社長および内部管理統括責任者と協議の上、適時、適切に開示を行っております。

3. 会社情報の公表

情報開示にあたっては、東京証券取引所の「TDnetシステム」への登録を行うとともに、報道機関への公表や当社ホームページへの掲載を行うなど、株主、投資者等への適時、適切な情報開示を行っております。また、有価証券報告書等は、金融庁の「EDINETシステム」を通じて情報開示しております。

【 参考資料：模式図】



〈参 考〉会社情報の適時開示に係る社内体制の概要図

